

国立研究開発法人産業技術総合研究所内部統制規程

制定 令和元年5月30日 令01規程第3号

最終改正 令和5年10月1日 令05規程第20号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が、国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書(13業務方法書第1号)第30条の規定に基づき内部統制に関する基本的事項を定めることにより、業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「内部統制」とは、中長期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長が研究所の組織内に整備し、運用する仕組みをいう。

(内部統制統括責任者等)

第3条 研究所に、内部統制統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事、上級執行役員又は執行役員のうちから理事長が指名する。

2 統括責任者は、内部統制に関する業務を統括する。

3 研究所に、内部統制統括部署（以下「統括部署」という。）を置き、当該部署は企画本部及び法務・コンプライアンス部とする。

4 統括部署は、統括責任者の指示の下、内部統制に関する業務の総合調整を行う。

(内部統制責任者)

第4条 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）及び組織規則（26規則第6号。以下「組織規則」という。）に定める組織のうち、次の各号に規定する組織ごとに内部統制責任者（以下「責任者」という。）を置く。

一 組織規程第6条第1項各号に掲げる研究推進組織

二 組織規程第13条各号に掲げる本部組織

三 組織規程第21条第1項各号に掲げる事業組織（東京本部を除く。）

四 組織規程第22条に規定する特別の組織

五 組織規程第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる研究推進組織ごとに置かれる研究部門及び研究センター

六 組織規程第6条第4項に規定する地質情報基盤センター及び計量標準普及センター

2 責任者は、前項各号に規定する各組織の長とする。

3 責任者は、第1項各号に規定する各組織における内部統制に関する業務を行う。

4 第1項第1号の研究推進組織のうち領域に置かれる責任者は、それぞれの領域に置かれる同項第5号及び第6号に規定する組織の内部統制に関する業務の実施状況を管理する。

(委員会の設置)

第5条 研究所に、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の開催は、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第45条に規定する理事会（以下「理事会」という。）の開催（第7条に規定する事項を行う場合に限る。）をもって代えることができる。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は理事長とし、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は副理事長とし、委員長を補佐する。
- 4 委員は、理事をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、役職員等を委員会に出席させることができる。
- 7 前条第2項の規定により理事会の開催をもって委員会の開催に代える場合、理事長を委員長と、副理事長を副委員長と、理事を委員とみなす。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、研究所の内部統制に関する次に掲げる事項を行う。

- 一 内部統制に関する業務の実施状況の把握
- 二 内部統制に関する業務の改善策の検討
- 三 その他内部統制に関する重要な事項

(事務)

第8条 委員会の事務は、企画本部が行う。

(モニタリング)

第9条 統括責任者及び統括部署は、内部統制に関する業務の実施状況を把握するため、理事会その他の重要な会議へ出席することができる。

- 2 統括責任者は、必要に応じて、統括部署その他関係部署と報告会を開催し、又は役職員等との面談を実施することができる。
- 3 統括責任者は、内部統制に関する業務の実施状況、改善策等について委員会に報告する。

(規程等の整備及び研修の実施)

第10条 理事長は、業務の実施に必要な規程等を整備し、必要があると認めるときは、関係する部署又は責任者に対し、当該規程等に基づく業務手順書の整備を命じることができる。

- 2 統括責任者は、職員等に対して、内部統制に関する研修を実施する。

(リスク管理及び危機対策への対応)

第11条 研究所は、国立研究開発法人産業技術総合研究所リスク管理及び危機対策に関する規程（26規程第75号）に基づき、リスク管理体制及び危機対策体制を整備し、リスクの顕在化の防止及び危機への対応等を行う。

(反社会的勢力への対応)

第12条 研究所は、反社会的勢力による不当な要求に応じず、弁護士、警察その他の外部専門機関と連携を図り、一切の関係を遮断する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 (令01規程第40号・一部改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令02規程第12号・一部改正)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令02規程第39号・一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令03規程第19号・一部改正)

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則 (令05規程第13号・一部改正)

この規程は、令和5年7月27日から施行する。

附 則 (令05規程第20号・一部改正)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。